

介護保険料変更のご案内

【平成27年度より介護保険料が変更となります】

＜基準額＞

介護保険制度は、40歳以上の方が加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要になったときにサービスを利用できるものです。65歳以上の方の介護保険料は、法令に基づき3年に1度改正されることになっており、平成27年度はその見直しが行われる年です。

高齢化率の上昇やサービス需要の増加、これまでの実績に基づいて算定した介護サービス量・給付費などの上昇を見込み、平成27年度から29年度までの第6期介護保険計画では、保険料基準月額を第5期の4,271円から4,871円に改定させて頂くことが3月議会において承認されました。

第5期計画より14%の上昇となりますが、第6期の基準額が多く市の町村で5千円を大きく超えるなか、道内でも低い水準の基準額の設定と致しました。この基準額を基に、所得等に応じた段階ごとの保険料となります。

＜新しい保険料の反映時期＞

前年度から引き続き特別徴収となる場合の保険料は、平成27年度の当初では前年中の所得が確定しないため、4月・6月・8月の徴収分は前年度(平成27年)2月の徴収額と同額での徴収(仮徴収)となります。前年中の所得が確定し、年額保険料が決定した後は、仮徴収した保険料を除いた残りの保険料を10月、12月、2月に振り分けて徴収します。

このため、今回の保険料の改定分は10月以降に支給される年金の徴収分から反映されます。普通徴収となる場合は、新しい介護保険料による納入通知書を7月に送付します。

＜保険料の納め方＞

介護保険料納入通知書及び納付書(普通徴収で口座振替以外の方)・介護保険料決定通知書(普通徴収の口座振替の方及び特別徴収の方)は、毎年7月上旬に個別通知します。

年度途中で65歳になった方、他の市町村から転入された方、保険料額が変更になった方には、その都度通知しています。

※年度の途中で65歳になった方、他の市町村から転入された方は、特別徴収(年金からの天引)が開始するまでの間は、普通徴収(納付書払い、または口座振替)となります。

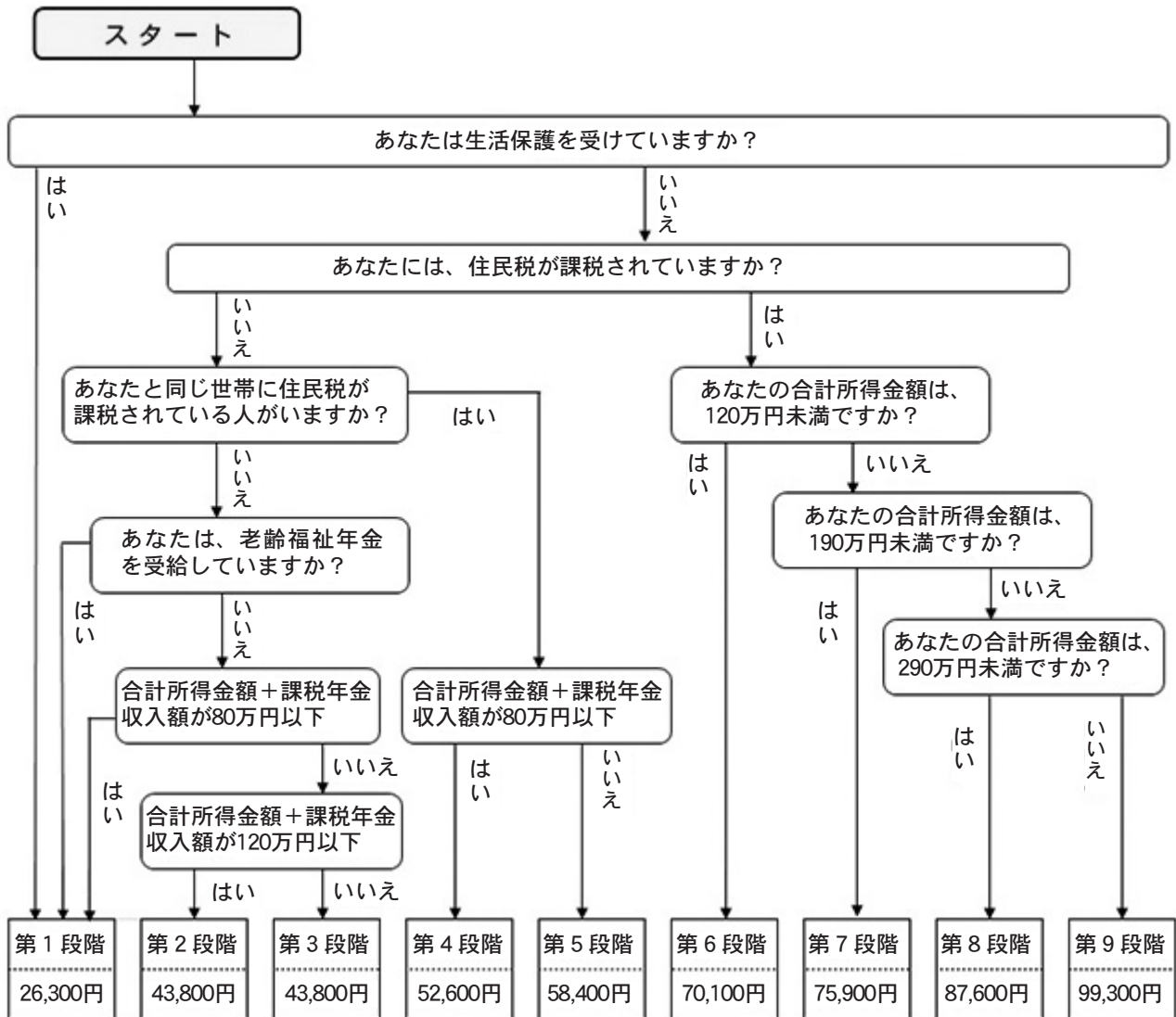
【日高町の介護保険料】

段階区分	対象者(所得+年金額)	保険料額(年間)	課税状況	
《第1段階》	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯	26,300円	世帯全員が 非課税	
	住民税非課税世帯で、本人年金収入等80万円以下			
《第2段階》	住民税非課税世帯で、本人年金収入等80万円超120万円以下	43,800円		
《第3段階》	住民税非課税世帯で、本人年金収入等が120万円超	43,800円		
《第4段階》	本人が住民税非課税で、かつ本人年金収入等が80万円以下	52,600円		本人非課税、 世帯に課税者
《第5段階》	本人が住民税非課税で、かつ本人年金収入等が80万円超	58,400円		
《第6段階》	住民税課税者で、合計所得金額が120万円未満	70,100円		本人が課税者
《第7段階》	住民税課税者で、合計所得金額が120万円以上190万円未満	75,900円		
《第8段階》	住民税課税者で、合計所得金額が190万円以上290万円未満	87,600円		
《第9段階》	住民税課税者で、合計所得金額が290万円以上	99,300円		

あなたの介護保険料の段階区分は？

【平成27年度の保険料】

- 保険料は、前年の合計所得金額に応じて下記の段階に決められます。
- あなたの保険料は、次の項目に該当する段階区分になります。



【お問い合わせ】

日高町役場 保険年金課 保険医療・介護・年金グループ 電話 01456-2-6561
 日高総合支所 地域住民課 健康・介護グループ 電話 01457-6-3173

日高町高齢者生活支援費支給事業のお知らせ

日高町では、町内在住の方へ高齢者生活支援費を支給しています。

◎支給対象となる方は、次の項目全てに該当する方です。

- ①世帯員全員が町民税非課税の方
- ②65歳以上の独居世帯の方又は世帯員全員が65歳以上の方
- ③世帯の生活実態が生活保護基準額以下となる方

(例)

	1人世帯	2人世帯
65～70歳未満の世帯	805,200円以下	1,217,760円以下
全員70歳以上の世帯	767,160円以下	1,141,680円以下

◎支給額は、月額2,000円を年4回に分けて支給します。

申請手続きは、役場保険年金課、総合支所地域住民課、厚賀出張所又は水・くらしサービスセンターで行ってください。申請の際には、印鑑と収入金額の確認できるものを持参してください。

(既に高齢者生活支援費支給事業の認定を受けている方は、再度の申請は不要です。)